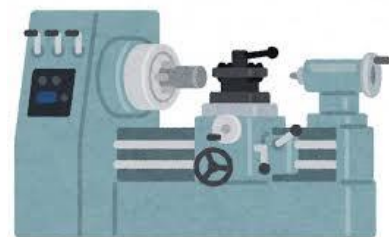


企業誘致促進地区における固定資産税の課税免除制度が

一部変更となります



諫早市では、諫早市企業誘致促進地区における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正し、令和7年1月1日から施行(※)いたします。

※令和6年中取得分から適用となります。

○現行制度

- ・対象地域：諫早中核工業団地、貝津金属工業団地、山の手工業団地、諫早流通産業団地、西諫早産業団地、南諫早産業団地
- ・対象業種：製造業（電気業、ガス業含む）、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学研究所
- ・対象資産：土地、家屋、償却資産（機械・装置のみ）
- ・要件：減価償却資産の取得価額合計が3,000万円超
- ・適用措置：固定資産税の課税免除（3年間）限度額なし

○新旧対照表

現行	新設・増設	既存設備の更新等
適用措置	全額免除	全額免除

改正後

改正後	新設・増設	既存設備の更新等
適用措置	全額免除	75%課税・25%免除 ※令和7年度課税（令和6年中取得分） から適用

- ・「新設」
：企業誘致促進地区内に新たに土地を取得し、又は借地し、工業等の用に供する設備を設置すること
- ・「増設」
：既存の設備と同一敷地又は地区内に新たな土地を取得し、又は借地し、既設のものに加えて一の設備を設置すること
- ・「既存設備の更新等」
：既存の機械及び装置の全部又は一部を撤去し、新たな機械及び装置を設置すること

※詳しくは、資産税課までお問い合わせください。